

## 令和2年度第1回 自動車検査員教習修了試問 ( 問題用紙・解答選択用紙 )

### 【注意事項】

1. 配付されるものは、問題用紙・解答選択用紙、答案用紙の2種類で、問題用紙は両面印刷になっています。  
解答選択用紙は、問題用紙の最後に綴じてありますので、試験の際は、見易いように綴りから外してかまいません。
  2. 答案用紙の所定の欄には、県名、受験番号、氏名及び生年月日を記入してください。答案用紙に氏名等の記入がないと、失格になる場合があります。
  3. 答案用紙には、要求されている以外のものを記入すると減点されることがあります。
  4. 試験が終了したときは、机の上に答案用紙を置き、問題用紙・解答選択用紙を持って退席してください。答案用紙を持って退室すると失格となります。
  5. 問題用紙・解答選択用紙の余白は、計算のために使用してかまいません。
  6. カンニング等の不正行為は絶対に行わないこと。不正行為が確認された場合は、失格となります。
  7. 携帯電話等の電子通信機器の電源は切ってください。携帯電話等の電子通信機器を使用した場合は、不正行為と見なし失格となります。
-

問題1 次の各々の文章は、道路運送車両法に規定されている事項に関して述べたものです。【 】の中にあてはまる条文の適切な数値又は字句を、解答選択用紙「問題1」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び【①】の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び【②】並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
3. 自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があつた日から【③】日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。ただし、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合は、この限りでない。
4. 自動車は、交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【④】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
5. 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより【⑤】を表示しなければ、運行の用に供してはならない。
6. 自動車（小型特殊自動車を除く。）の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条（定期点検整備）の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 点検の年月日
  - (2) 点検の結果
  - (3) 整備の概要
  - (4) 整備を【⑥】した年月日
  - (5) その他国土交通省令で定める事項
7. 自動車特定整備事業を経営しようとする者は、自動車特定整備事業の種類及び特定整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の【⑦】を受けなければならない。
8. 自動車特定整備事業者は、その事業を廃止したときは、その日から【⑧】日以内に、その旨を地方運輸局長に届け出なければならない。
9. 特定整備記録簿は、その記載の日から【⑨】年間保存しなければならない。

10. 自動車特定整備事業者は、第 89 条から第 91 条の 2 までに定めるもののほか、自動車の整備についての技術の向上、適切な点検及び整備の励行の促進その他自動車特定整備事業の業務の適正な運営を確保するために国土交通省令で定める事項を【⑩】しなければならない。

問題2 次の 1 から 15 について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 何人も、国土交通大臣若しくは封印取付受託者が取付けをした封印又はこれらの者が封印の取付けをした自動車登録番号標は、これを取り外してはならない。ただし、整備のため特に必要があるときその他の国土交通省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。
2. 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。
3. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和 3 年 2 月 10 日の普通貨物自動車について、自動車の長さの変更のみに係る構造等変更検査を令和 3 年 2 月 8 日に受けた場合、交付される自動車検査証の有効期間の満了する日は令和 4 年 2 月 10 日である。
4. 限定自動車検査証の有効期間は、30 日である。
5. 自動車特定整備事業者は、特定整備を行う場合においては、当該自動車の特定整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない。
6. 特定整備記録簿には、特定整備時の総走行距離を記載しなければならない。
7. 令和 2 年に製作された総排気量が 1.49 リットルの内燃機関を原動機とする四輪自動車であって、長さ 4.29 メートル、幅 1.69 メートル、高さ 2.05 メートルの自動車の種別は、小型自動車である。
8. 衝突被害軽減制動制御装置の装着が保安基準において義務付けられている自動車において、当該装置の作動に影響を及ぼすセンサーが取り付けられている前面ガラスの交換作業は、特定整備に該当する。
9. 法第 48 条（定期点検整備）に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあっては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。
10. 自動車特定整備事業者は、整備主任者を変更した場合には、30 日以内に運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

11. 「車両総重量8トン以上の自家用自動車」の定期点検整備の点検の時期は、3月ごとである。
12. 「貨物運送用の小型自動車のレンタカー」の定期点検整備の点検の時期は、6月ごとである。
13. 自動車点検基準別表第1（事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準）において、「ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。」の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。
14. 自動車点検基準別表第3（事業用自動車等の定期点検基準）において、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限り、走行装置「ホイール」の「ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷」の点検は、12月ごとに行わなければならない。
15. 自動車点検基準別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）において、かじ取り装置「ロッド及びアーム類」の「緩み、がた及び損傷」の点検は、当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり1万キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

問題3 次の各々の文章は、道路運送車両法及び関係法令等について述べたものです。

【 】の中にあてはまる適切な字句を、解答選択用紙「問題3」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

1. 法第94条の2第1項の指定を受けた者（指定自動車整備事業者）は、同項の設備（自動車の検査の設備を含む。）、技術及び【①】を同条第1項に規定する基準に適合するように【②】しなければならない。
2. 指定自動車整備事業者は、自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）を国土交通省令で定める技術上の基準により点検し、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な【③】をした場合において、当該自動車が保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により、保安基準適合証及び保安基準適合標章（法第16条第1項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車並びに法第69条第4項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあっては、保安基準適合証）を【④】に交付しなければならない。
3. 地方運輸局長は、自動車検査員がその業務について不正の行為をしたとき、又はその他この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、指定自動車整備事業者に対し、自動車検査員の【⑤】を命ずることができる。

4. 自動車検査員その他法第94条の5第1項及び法第94条の5の2第1項の証明その他の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の業務に従事する指定自動車整備事業者並びにその役員及び職員は、刑法その他の【⑥】の適用については、法令により【⑦】に従事する職員とみなす。
5. 法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 法第94条の5第4項の検査をするために必要な屋内作業場を事業場内に有すること。
- (2) 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であって、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合にはイ、【⑧】を燃料とする自動車が含まれていない場合にはチ、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車が含まれていない場合にはヘ及びトに掲げるものを備えなくてもよい。
- イ ホイール・アライメント・テスタ又はサイドスリップ・テスタ  
ロ ブレーキ・テスタ  
ハ 前照灯試験機  
ニ 【⑨】  
ホ 速度計試験機  
ヘ 一酸化炭素測定器  
ト 炭化水素測定器  
チ 黒煙測定器又はオパシメータ
6. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、【⑩】をした日から15日間とする。

問題4 次の1から10について、道路運送車両法及び関係法令等に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 車体の形状が「バン」であって最大積載量が1,250kgの貨物運送用の小型自動車の新規検査に際し、有効な保安基準適合証の提出があった場合には、当該自動車は、国土交通大臣に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。
2. 指定自動車整備事業場において指定を受けている対象とする自動車の種類が、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、軽自動車の事業場は、乗車定員が「29人」の普通自動車の指定整備ができる。
3. 自動車は、指定自動車整備事業者が交付した有効な保安基準適合標章を自動車の前面に表示しているときは、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなくとも運行の用に供することができる。
4. 指定整備記録簿には、依頼者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

5. 指定自動車整備事業者が、保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供して作成した保安基準適合標章には、自動車検査員の押印は必要ない。
6. 自動車検査証の有効期間が1年である自動車で、既に締結されている自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間から新たに継続した保険期間が令和3年2月15日～令和4年2月15日の場合、継続検査に係る完成検査を令和3年2月3日に実施したときは、保安基準適合証及び保安基準適合証（控）の余白に「最終の検査申請日」を記載しなければならない。
7. 自動車検査員が行う完成検査において、一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器を用いて行う検査は、点検及び整備を行うための作業場である屋内現車作業場で実施して差し支えない。
8. 法第94条の5第1項に規定する「保安基準に適合しなくなるおそれがある部分」とは、指定自動車整備事業規則第6条の点検の結果により、自動車使用者が、自動車の使用状況を勘案しつつ、今後整備を行うまでに保安基準に適合しなくなる可能性があるため整備が必要と判断する部分（自動車使用者の依頼により、指定自動車整備事業者が判断する場合を含む。）をいう。
9. 事業場管理責任者は、従業員に対する整備技術の教育に関する責務を負うものとする。
10. 紙による保安基準適合証又は保安基準適合標章を書き損じた場合は、記載面を朱抹し、当該保安基準適合証及び保安基準適合標章を適合証綴から切り離すことなく保安基準適合証（控）とともに保存しておくこと。

**問題5** 次の1から5について、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて」(依命通達及び細部取扱い)に照らして、適切なものには○を、不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 「固定的取付方法」とは、溶接又はリベットで装着される取付方法をいう。
2. 「ディーゼル微粒子除去装置（酸化触媒、DPF等）」は指定部品である。
3. 自動車部品を装着した自動車の構造・装置に係る保安基準への適合性の判断に当たっては、当該自動車部品が装着された状態において保安基準の各条項に適合していることが必要である。
4. 指定自動車整備事業者に新規検査の依頼のあった小型乗用自動車について、ルーフ・ラックが蝶ねじにより装着されており、自動車の高さが登録識別情報等通知書に記載されている値と比べると10cm高くなっていたが、指定部品が簡易な取付方法により取り付けられていることとして、自動車検査員が自動車登録ファイルに記載されている自動車の高さに係る構造等に関する事項と同一であると判断し、保安基準適合証に適合する旨の証明を行った。
5. 指定部品であるショック・アブソーバ及びストラットを変更して装着することにより、走行中運転者席等において車両姿勢を容易かつ急激に変化させることができるものであってはならない。

問題6 表6-1の諸元の自動車について、ブレーキ・テスタを用いて制動力を計測したところ表6-2のとおりでした。この結果から、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に基づき表6-3の【 】の中においてはまる適切な数値を、解答選択用紙「問題6」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

※1 ブレーキ・テスタのローラは乾燥している状態であり、ローラ上では車輪はロックしなかった。

※2 ①、③は、小数点第3位を切り上げ、小数点第2位までとすること。

※3 ⑤、⑦、⑨は、小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までとすること。

表6-1

最高速度		180 km/h
車両重量	前軸	680 kg
	後軸	510 kg
乗車定員		5人

表6-2

主制動力 ※1	前輪	右	1,650 N	
		左	2,200 N	
	後輪	右	1,090 N	
		左	1,180 N	
駐車ブレーキの制動力		右	1,360 N	
		左	1,770 N	

表6-3

	計算値	判定根拠数値
主制動力	【①】※2 N/kg	【②】 N/kg以下
	【③】※2 N/kg	【④】 N/kg以下
	【⑤】※3 N/kg	【⑥】 N/kg以上
	【⑦】※3 N/kg	【⑧】 N/kg以上
駐車ブレーキの制動力の総和を検査時車両状態における自動車の重量で除した値	【⑨】※3 N/kg	【⑩】 N/kg以上

**問題7** 次の各々の文章は、表7の諸元の自動車の構造及び装置について、テスタ等を用いて計測又は測定を行った結果について述べたものです。この結果について、保安基準に適合しているものには○を、適合していないものには×を答案用紙に記入しなさい。

なお、すべての計測又は測定は、独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に定める条件において、適切な方法により行われたものとします。

表7

種別・用途	普通・乗用	車体の形状	箱型
型式	DBA-ABC123	原動機型式	EG1
乗車定員	5人	過給器の有無	無
最高速度	180 km/h	製作年月	平成30年1月
騒音規制	平成28年騒音規制車 近接排気騒音値76dB		

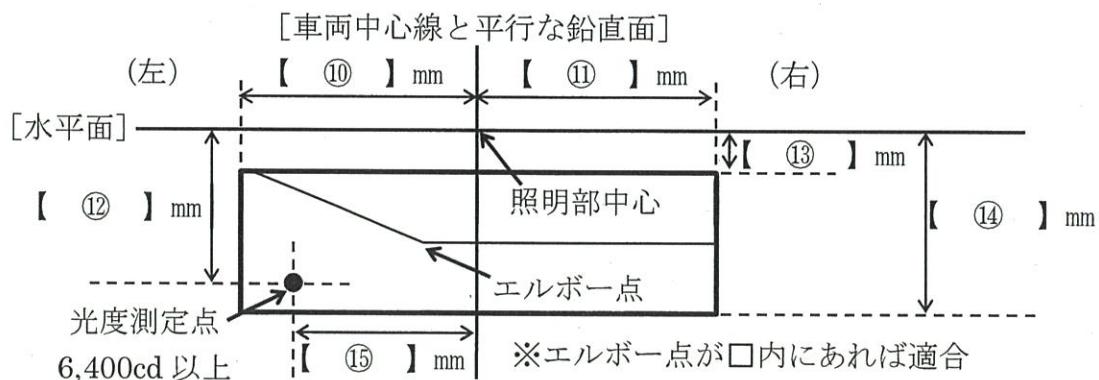
- かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測したところ、横滑り量が走行1mについてイン4.2mmであった。
- 自動車の速度計が40km/hを指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が31.0km/hであった。
- 排出ガスを一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器を用いて測定したところ、一酸化炭素の容量比で表した測定値が0.2%、炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が100万分の400(400ppm)であった。
- 警音器の音の大きさを騒音計を用いて計測したところ、115dBであった。
- 消音器が細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器に交換されていたため、審査事務規程別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により近接排気騒音を測定したところ、90dBであった。

なお、消音器の性能等確認済表示には、原動機型式：EG1、近接排気騒音値：85dBとそれぞれ記載されていた。

**問題8** 次の各々の文章は、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程について述べたものです。【】の中にあてはまる適切な数値を、解答選択用紙「問題8」の選択欄から1つ選び（2回以上の選択可）、答えを記号で答案用紙に記入しなさい。

- 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、高さ【①】メートルを超えてはならない。

2. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【②】%（三輪自動車にあっては18%）以上であること。ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。
3. 審査事務規程別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」における近接排気騒音の測定方法は、原動機を最高出力時の回転数の【③】%（二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち原動機の最高出力時の回転数が毎分5,000回転を超えるものにあっては、【④】%）の回転数±3%の回転数に数秒間保持した後、急速に減速し、アイドリングが安定するまでの間の自動車騒音の大きさの最大値を測定することにより行う。  
なお、原動機の回転数は、回転計（車載の回転計を除く。）により測定する。
4. 軽油を燃料とする貨物自動車の黒煙汚染度を黒煙測定器で測定した値は、自動車検査証の型式欄に記載されている排出ガス識別記号が、「KC」（平成6年規制車）にあっては【⑤】%、「KK」（平成10年規制車）にあっては【⑥】%を超えないものであること。
5. 平成16年に製作された車両総重量7t以上の普通貨物自動車（牽引自動車を除く。）に適用される突入防止装置に関する基準。  
 ・突入防止装置は、その平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが【⑦】ミリメートル以上であって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側【⑧】ミリメートルまでの間にあること。  
 ・突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上【⑨】ミリメートル以下となるように取り付けられていること。
6. 平成10年9月に製作された普通乗用自動車のカットオフラインを有するすれ違い用前照灯（照明部の中心の高さ0.8m）を、自動計測式以外の前照灯試験機（すれ違い用）を用いて計測する場合の前方10mの位置における判定基準。



**問題9** 次の1から10について、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に照らして、正しいもの又は適切なものには○を、正しくないもの又は不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。ただし、問題9においては、自動車の製作年月はすべて平成30年1月とします。

1. 自動車の軸重は、10トン（牽引自動車のうち告示で定めるものにあっては、11.5トン）を超えてはならない。
2. 速度抑制装置は、自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度の制御を円滑に行うことができるものとして、速度制御性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
3. 最高速度が180km/hの専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のものには、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（A B S）の機能を作動不能とするための手動装置を備えることができる。
4. タンク自動車の車体の後面には、最大積載量、積載物品名及び積載物品比重を表示しなければならない。
5. 貨物の運送の用に供する小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるものの両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあっては、この限りでない。
6. 最高速度が140km/hの貨物の運送の用に供する自動車において、容易に折り畳むことができる座席であって荷台に設けられるものには、座席ベルトを備えなければならない。
7. 専ら砂利、土砂の運搬に用いる小型自動車（車体の形状：ダンプ）の荷台は、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1m<sup>3</sup>未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が1.3t/m<sup>3</sup>以上でなければならない。
8. 自動車に備える前部霧灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、その全てが同一でなければならない。
9. 長さが6mを超える貨物の運送の用に供する自動車に備える後退灯の数は、2個以下でなければならない。
10. 乗車定員10人以上の自動車には、消火器を備えなければならない。

**問題 10** 次の 1 から 10 について、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程に照らして、正しいもの又は適切なものには○を、正しくないもの又は不適切なものには×を答案用紙に記入しなさい。

1. 平成 28 年 1 月に製作された普通乗用自動車（乗車定員：5 人）について、自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれ前方  $30^\circ$  及び後方  $50^\circ$  に交わる 2 平面によりはさまれる走行装置の回転部分が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないか確認したところ、ディスクホイールの突出量が 5 mm であり、かつ、タイヤは突出していなかったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。
2. 平成 28 年 1 月に製作された普通乗用自動車（乗車定員：5 人）の前面ガラスにドライブレコーダーが貼り付けられていたが、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の 20% 以内の範囲に貼り付けられていたので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。
3. 平成 28 年 1 月に製作された普通乗用自動車（乗車定員：5 人、軸距：300cm）において、最低地上高が低くなるような改造が行われていたことから、審査事務規程で定める条件において最低地上高を測定したところ、軸距間に位置する排気管の下端部が最も低く 9.5 cm であったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

（審査事務規程より一部抜粋）

軸距間に位置する自動車の地上高は、次式により得られた値以上であること。

$$H = W_b \cdot 1/2 \cdot \sin 2^\circ 20' + 4$$

ただし、各記号の意味は次のとおりとする。

H : 自動車の地上高 (cm)

W<sub>b</sub> : 軸距 (cm)

なお、三角関数正弦の数値は、次の値を用いるものとする。

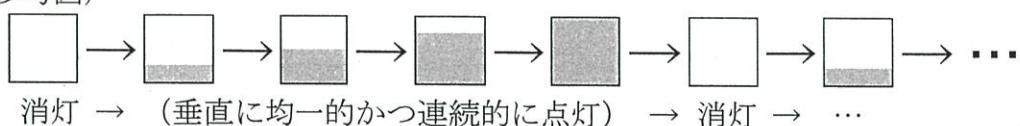
$$\sin 2^\circ 20' = 0.04$$

4. 平成 23 年 1 月に製作された小型貨物自動車（車体の形状：バン、車両総重量：3,000kg）の補助制動灯が不点灯状態にあったが、当該補助制動灯に係る電球（光源）及び全ての配線が取り外されていたので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。
5. 平成 23 年 1 月に製作された、平成 21 年排出ガス規制に適合する識別記号「LDF」の軽油を燃料とする自動車について、オパシメータにて無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸收係数を測定したところ、1 回目の測定結果が  $0.20\text{m}^{-1}$  であったので、2 回目以降の測定を行うことなく、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

6. 平成 23 年 1 月に製作された小型貨物自動車（車両総重量：3,000kg、最大積載量：1,000kg）に装着された軽合金製ディスクホイールに、細目告示別添 2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づく「JWL-T」マークが刻印により表示されており、かつ、損傷がなかったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

7. 平成 23 年 1 月に製作された小型貨物自動車において、自動車の後部に備える方向指示器が、照明部の下側から上側に向かって垂直に均一的かつ連続的に点灯するものに変更されていた。当該方向指示器の照明部の幅は 4.5cm、高さは 4.5 cm であり、かつ、毎分 100 回の一定の周期で点滅するものであったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

(参考図)



8. 平成 18 年 1 月に製作された普通貨物自動車（車両総重量：7,990kg）に備えられた大型後部反射器において、黄色の反射部が赤色の蛍光部によって囲まれており、かつ、黄色の反射部の面積が 800 cm<sup>2</sup>、赤色の蛍光部の面積が 200 cm<sup>2</sup> であったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

9. 平成 18 年 1 月に製作された普通貨物自動車の板ばね（リーフスプリング）の折損部が溶接により修理されていたが、取付部に著しいがたがなかつたので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

10. 平成 13 年 1 月に製作された小型二輪自動車（最高速度：170km/h）において、空気入ゴムタイヤの接地部の全幅にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）の深さについて全周にわたり測定したところ、最小値が 1.2mm であったので、自動車検査員は保安基準に適合と判断した。

## 解答選択用紙

### ○問題1の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 1	イ. 2	ウ. 10	エ. 15	オ. 30
カ. 実施	キ. 認証	ク. 指定	コ. 規格	サ. 被覆
シ. 公告	ス. 検査標章	セ. 着色	ソ. 開始	タ. 遵守
テ. 構造	ト. 完了	ナ. 事故	ニ. 保安基準適合標章	

### ○問題3の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 検査	イ. 水素	ウ. 維持	エ. 罰則	オ. 公益法人
カ. 比重計	キ. 交代	ク. 整備	コ. 使用者	サ. 公務
シ. 違反	ス. 確認	セ. 音量計	ソ. 軽油	タ. 交付
テ. 管理組織	ト. 解任	ナ. 依頼者	ニ. 従業員	ネ. 管理

### ○問題6の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 0.08	イ. 0.10	ウ. 0.17	エ. 0.18	オ. 0.20
カ. 0.50	キ. 0.74	ク. 0.75	コ. 0.76	サ. 0.78
シ. 0.80	ス. 0.81	セ. 0.98	ソ. 1.82	タ. 1.96
テ. 2.13	ト. 2.50	ナ. 2.51	ニ. 2.52	ネ. 2.63
ノ. 3.92	ハ. 4.17	ヒ. 4.45	ヘ. 4.89	ホ. 4.90
ミ. 4.91	ム. 4.93	モ. 5.14		

### ○問題8の選択欄（2回以上の選択可）

ア. 2.5	イ. 3.6	ウ. 3.8	エ. 4	オ. 10
カ. 15	キ. 18	ク. 20	コ. 25	サ. 30
シ. 40	ス. 50	セ. 70	ソ. 75	タ. 100
テ. 110	ト. 120	ナ. 150	ニ. 160	ネ. 200
ノ. 230	ハ. 250	ヒ. 270	ヘ. 400	ホ. 550
ミ. 600	ム. 650	モ. 700		

# 答 案 用 紙

県名		受験番号		氏名					
				生年月日	平成	昭和	年	月	日

※印欄には記入しないこと

記入例	①	②	③
	ア	イ	エ

記入例	1	2	3
	○	×	○

※

## 問題 1

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
シ	テ	エ	サ	ス	ト	キ	オ	イ	タ

※

## 問題 2

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	○	×	×	○	○	×	○	○	×
11	12	13	14	15	※				
○	×	×	○	×					

※

## 問題 3

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
テ	ウ	ク	ナ	ト	エ	サ	ソ	セ	ア

※

問題4

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	×	×	○	○	○	○	○	×	○

※

問題5

1	2	3	4	5
×	○	○	×	○

※

問題6

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
ク	サ	エ	サ	ヒ	セ	ミ	ホ	ナ	タ

※

問題7

1	2	3	4	5
○	○	×	×	○

※

問題8

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
ウ	ク	ソ	ス	シ	コ	タ	ネ	ホ	ヒ	
⑪	⑫	⑬	⑭	⑮						
ヒ	テ	ク	ナ	ノ						

※

問題 9

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
○	○	×	×	×	○	○	○	×	×

※

問題 10

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	○	×	×	○	○	×	×	×	○

※